

279

昭和三十四年八月

ナイロンザイル事件に終止符をうつにさいしての声明

岩
稜
会

本文

161
此の声明は、北の川、根原署を以て、水水水は公に下子等に上げが
終向、心開、賛同、方法により、存続年におき、ウソをいかせ事件に終止符を打った

遺囑防止は、山へ登るものひとしく望む所であり

あります。また私達の社会を少しでも幸福にした
いということも、私達の願ひであります。しかし
ながら社会の出来事の中には、そのまま放置して
おいたのではそれが前例となつてそれらに重大な
悪影響をもたらすものがあります。こういうもの
に対しては、その事件を追求し、悪影響を及ぼさ
ないような解決（以下これを正しい解決と呼びま
す）にまで持つて行くことが必要であると思いま
す。

「ナイロンザイル事件」はまさにそういう性格
の事件であると考へ、私達は、この事件の直接関
係者として、このような解決を求めて過去四年半
努力してきたのであります。

その間、新聞、ラジオ、雑誌、学者グループの
要望書、山岳団体の声明等でしばしば取り上げら
れ、それに井上靖氏の小説「氷壁」のモデルとな
り、多くの人々に知られ、多方面から正しい解決
のためあくまで努力を続けるようにとご激励をい

ただきました。

しかし今回、多数の学識経験者のご意見をいた
だき、その結果、左記の解決をもつて正しい解決
に到達しえたと考へ、これをもつてこの事件の追
求に終止符を打つことにした次第であります。

社会の秩序と幸福を願う人々にとつては、こう
いう解決の方法ではご不満の点もおありかと存じ
ますが、事情ご賢察いただきまして、なにとぞご
寛容いただきませう伏してお願ひ申し上げます。
なお、これまでいろいろとご指導、ご鞭撻いただ
いた方々のご厚情に対し衷心から厚くお礼申し上
げる次第であります。

記

(イ) まず、私達は誰のどの行為を問題にしている
かという点を記します。それは昭和三十一年六月
発行しました「ナイロンザイル事件」なる印刷物
の冒頭宣言にかかげましたように、大阪大学教授
であり、当時日本山岳会関西支部長であり、登山

用具の権威者である篠田軍治氏が昭和三十年四月二十九日愛知県蒲郡市東京製鋼株式会社内において、新聞記者、登山家多数の面前でザイルの性能に関する公開実験をなされましたが、そのときの篠田教授のご行為を私達は問題にしているのではありません。

それは昭和三十年一月二日北アルプス前穂高岳で登山者が遭難死し、その死因について同行者の報告の真偽をめぐり同行者に重大な醜行容疑がかけられました。その死因鑑定立場にある篠田教授は、公開実験前の予備実験によつて、同行者の報告は正しくその容疑は無実であることを確認せられました。公開実験ではその容疑が事実であるとする特殊の実験を行なわれました。

また日本山岳会関西支部長という立場上、登山者の危険防止を十分考えられなくてはならないのに、公開実験前の実験によつてナイロンザイルに從來知られていない重大な欠点を熟知せられなが

行為がそのまま容認されるようならば、今後メーカーの過失にもとづく人命喪失が発生しました場合、メーカーは今回の事件をよい前例として学者に依頼し、事実をまげて自己の方を不当に有利にし、一方、無実の者に罪をなすりつけたり、大衆の生命を危険にさらすという人権の不当侵害があいつぐことが容易に想像され社会秩序がみだれると考えられるのであります。

更に大切なことはこの文明の発達した複雑な社会で、お互の生命が維持されていくのは、おたがいの生命を尊重し合い、とくに生命にかかわる品物を取り扱う人々は、危険防止のための万全の注意をすることが絶対に必要なのであります。国民の指導者である著名大学教授のこのような行為は「危険防止のための万全の注意」の強調を空虚なものとするのはもとより誇大宣伝が他人の生命を無視してまで行われること（実質的殺人と何らかわりありません）に足場を与えるなど、まこと

ら、その欠点が全くないことを示す実験のみを行なわれました。（注1）

(四) 次に篠田氏のかかるご行為が前例となつて、今後社会の秩序をみだす危険性があるという点について述べます。

私達は篠田氏のご行為は、例えば「乳幼児の死因は、ミルクに致死量の砒素が入つていたためだ」ということを実験で確認した最高権威の教授が、ミルクには砒素が入つていなかったと発表した」ということとまづ同じことであると考えます。

篠田氏のご行為は遭難現場にいた同行者に死因についての無実の容疑をかけるという不当な人権侵害をなし、かつ一般登山者の生命を危険にさらした反面、ザイルメーカーは死因について当局並びに遺族の追求をのがれ、かつ、もともと良心的なメーカーであつたという信用を確保する点で莫大な利益を得たのであります。

従つて、もし、著名な学者である篠田氏のごご

に影響は大きいと考えます。

(一) さて篠田教授のご行為による将来への影響をのぞくにはどういう状態にすればよいか、またそれに向つて私達はどのように努力したかという点について記します。

この事件でさらに悪いことには、篠田氏はこういうことは別に悪いことではないと説明しておられ（注2）一部学者の間にもそういう見解を取る人々があるということでもあります。（注3）もちろん他方ではそれではいけないとする人々があり、（注4・注5・注6）現にこの相反する二つの見解が対立しているわけであり、私達は社会の将来にとつてこれはまことに重大だと思ひました。

この問題は、大衆の生命に直接かわることであり、同時に社会に大きな影響力をもつ学者のあり方に関するものであつて、この問題を見解の相違とか、水掛論のままでおいておくことは絶対に

出来ないと考えました。

今後の影響をのぞくには何としても篠田氏に「自分の行為は悪かつた」と遺憾の意を表わしていただくか、少くとも「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立しなければならぬと考えました。

そこで私達はその点、直接篠田氏にお願いすることはもとより、篠田氏のご行為を今後の影響上拙いと考えられた朝日新聞専務信夫韓一郎氏（三十二年六月）や大阪大学学生部長森河敏夫氏（三十三年八月）からも篠田氏にその点をお願いしていただきましたが、篠田氏は主張をまげられず、もはやこれを遂行するには篠田氏のご行為によつて少くとも相当期間死にまさる不当な迷惑をうけた私達から「遺憾の意を表していただく」という点で民事訴訟によつて争う以外に手段はないように思われ、事実その決心をしたこともありましたが（持効は催告によつて現在なお続いています）

らかである。四月二十九日の公開実験は、船舶、飛行機に関する実験であつて、ザイルとは無関係である」というものでありました。

つまり、篠田氏は、従来の主張を急に変えられたわけでありませぬ。従来篠田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張で、ありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

河故、従来の主張を変えられたのでしうか。もし、そういうことが悪くないと真実考えていられるのならば、従来通り、「悪いとは思わない」といわれてもよいはずでありましたのに、その主張を急に変えられたのは、「従来の主張では押しきれなくなつた。」つまり、「そういう行為は悪いことだ。」と気付かれ、そのために今回、「そういう事実はない。」というように主張を変更されたと考え以外にありません。

現社会事情のもとでは、訴訟という方法は経済的にも困難の多い方法であつて、これによつて果して初期の目的が得られるかどうか確信は持ちにくいと、次第に考えるようになりました。

何か他に良い方法はないかと苦心しておりましたが今回、つぎの方法によれば「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立するとともに「篠田氏はそういう行為をなされた」という点も確立し得たと考えましたので、この方法を採用することにいたしました。同時にこれによつてこの事件に終止符を打とうと考えたわけであります。

(二) それはどういう方法かと申しますと、これまでの経過の中ですで見いだされるものであります。つまり昨年十月と十一月に篠田教授に公開質問をさしあげ、これが新聞、ラジオに大きくとりあげられました。この反論が篠田氏からなされた。これまた新聞、ラジオを通じて報ぜられました。それは、「ナイロンザイルに欠点があることは明

しかも、「それは飛行機、船舶のロープの実験でザイルの実験ではない」というと発表はあとかちも述べますように、万人のみとめがたいところ。そういう明らかなうそをいつまでも従来の見解を変えられたということは、篠田氏ご自身「そういうことは非常に悪いことだ。」とはつきり認められたものと考えてよいと思ひます。

つまりこゝにおいて私達は篠田氏並びに同氏をめぐる一部の学者の従来からの主張は（とくに注るに記した日教授のご見解を含め）誤りであつたということ客観的に確立し得たと考えるのであります。

真実をまげ、他人の生命、名誉を不当におかしてまで、メーカーを有利にするという学者の行為は正しいものではないということが、実にこれだけの年月をへて、はじめて確立しえたということ。は感嘆無量であるとともに、これはひとえに私達を応援して下さつた実に多くの人々のお力添えの

たまものと喜びにたえないのであります。

私達は今後かりに誰かが篠田氏の行為が正しかつたというところで、まさかえしてしまおうとしても、(これは十分想像されることですが)以上の点でくいとめることは確かに出来ると信じ、これをもつて正しい解決をなしたと考えるのであります。

実際、水掛論のままでは、「まさかえし」はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくされてしまい、今後ともメーカーと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違いありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたといふことであれば、よもや、「篠田氏の行為は良心的だつた。」という点にまでまさかえされるはずはないと考えるのであります。(中部日本新聞社内では、篠田氏のこの反論発表以来、誰一人として篠田氏を支持する人はいなくなつたといふこ

とであります。(E記者の談)

(ホ) さて、こゝにおいて篠田氏にそういう行為があつたとすれば、それは悪いことだ、篠田氏としては反省すべきことだといふことがはつきりしたわけでありすが(これは判例からも当然すぎることです。注ア)次の問題点は、篠田氏にそういう行為があつたかなかつたかという点であります。著名学者がそういう行為をなされるということには、実際には重大だとは思いますが、篠田氏はこの点は今としては追求しようとしまいとどちらでもよいという気がします。この問題は篠田氏個人、あるいはそれを追求した私達との問題にすぎないのであつて、「そういうことが、善いことか悪いことか。」という前記の大家の生命に直接かわる善悪の判断の問題に比すれば、まるで些少な問題であるからであります。

しかし、こゝまできた事件でありますから、この点についても少々述べさせていただきますたいと存

じます。

四月二十九日の公開実験は篠田氏によれば、「ザイルと無関係な船舶、飛行機の実験」であり私達によれば、「ザイルに関係のある実験なのであります。もとより、あの実験がザイルに關係あるものであつたといふことになれば、ザイルという生命にかゝわる品物の公開実験で、何故欠点を知りながら、しかも観衆はその欠点を知らないことを承知しつつ、逆にその点をも長所とみせる実験を行つたかといふ質問に、篠田氏は答えられるはずはなく、篠田氏のご行為はまことに非良心的な行為だつたといふことになります。

一方あの実験がザイルに關係がないとすれば、私達はもとより朝日、毎日、中日、はじめ各新聞登山家がそのように感嘆していたことになりません。それならば、あの実験は篠田氏のいわれるように、「ザイル」とは無關係の実験だつたのでしようか。あの実験では、「これは前穂高岳の

遭難のときにつかつたザイルと

同種のナイロンザイルです。」といわれております。また、「この通りナイロンザイルを四十五度の岩角にかけておろむね人間の体重に等しい錘をおとした場合でも麻ザイルより強い。」ともいわれております。それにもつとはつきりしているのは篠田教授ご自身になる論文中に、東京製綱での実験は、ナイロンザイル切断原因究明のための実験の一部であると記されていふことであり、また検察庁の調書でもその点は明らかに認められております。

要するに篠田氏のこの反論がウソであることは、篠田氏ご自身が一番よく知つていられることであり、篠田氏にそういう拙い行為があつたことは、今となつては、周知の事実であります。

(ニ) 要するに、「その道に權威の大学教授が、ナイロンザイルが岩角で重大な欠点を持つことを、すでに承知しておりながら、かつ「岩角でも欠点

「がありませぬ」と語りあつてゐる登山家、報道関係者を目前に見ながら、その岩角で欠点をあらわさないという特殊の試験を黙つて続ける」という行為は、良心の坎キヤクのためとうてい出来ない行為なのであります。

もししくは、その行為は、もしその行為をすれば、今回のようにこのわかりきつたウソを、大学教授であり教育者である自身が発表せざるを得なくなるといふ、そういう恐ろしい行為なのであります。私達はこの点をはつきりと確立しえたと考えます。同時に、篠田氏も深く、反省していられるに違いないと確信するのであります。

(ト) さらにもう一つの点は、篠田氏にもし以上のことで反論されたいお氣持があまりならば、私達と公開の場で会つていただきたいということであり、私達は上記を証明する資料を持つて参上します。

なお、公開の場について、私達はとくに、大阪大

学工学部教授会の席を切望します。この問題は、単に篠田氏または一部工学部教授個人の問題でなく、国立大学教授のあり方に關する問題であり、生命に直接かかわる問題であり、もとより国民にとつて最大の關心事でありこのお願いは決して間違ひではないと確信します。

この点につきまして工学部教授会のお力添えをいただきますれば幸甚と存じます。

しかしながら、それについて篠田氏は、従来でも、そうであられたように、おそらく、「そういうものには、会えない。こういう声明は、詭弁だ。」とでもいわれるでしょうが、従来かくも多く、新聞、ラジオ、雑誌に掲載され（こういう篠田氏の名譽をキ損するようなことは、新聞、ラジオといえども高度の社会性と眞実性がなくては、いえないものであります。）また著名学者の要書など多数出されていることから、一体、どちらが詭弁なのかは、どなたにも判つていただけると思

います。もし、篠田氏が、公開の場に現われない限り、あるいはそういう措置に出られないかぎり（例えば、私を名譽キ損で訴えるか。もちろん私達は、眞実性と社会性でもつて斗います。）私達は、「篠田氏の行為は拙かつた。」とここに声明するのであります。

(チ) 私達はいうまでもなくいまとなつては、篠田氏個人に何等恨みも持つものではありません。

(注8) ただ、以上の点を明らかにすることは、とくに現在の社会事情としましては、今後の社会にどうしても必要なことであると考へているだけであります。

今回はこのような生ぬるい解決でもつて終結しますが、実際、もしもこういう事件が今後とも起きるようなことがありましたならば、そのときこそは必ずや、大衆の怒りとなつて爆発すると確信します。

国家公務員たるしかも最高の教育者たる学者が、

特定の個人に對してばかりでなく、大衆の生命を危険にするなどということは、まさか人類の威であるからであります。もしもこのことが、先進国である西歐諸国で起きたとしましたならば、それは大變だろふと思ひます。

こういうことが正しいと考へられていられる學者に猛反省をお願いするとともに、今後二度とこのような不詳事が起きぬようメーカーも學者も十分自戒せられることを衷心からお願ひ申し上げます。

また、検察庁におかれましては、このような大衆の生命に大きな影響を及ぼす事件につきまして、多忙のため、調査が出来なかつたといわれたり、政治的な配慮をなされずに（すべての者に平等であらねばならない法が、無力な一般民衆に對しては、苛酷なく適用されず、権力者（資本家を含む）に對しては政治的配慮なる「隠れみの」

のもとに、全く通用されないのではないかということ私達はこの事件を通じて残念ながら確信させられたのであります。適切な判断をなされるよう伏してお願ひ申し上げる次第であります。

考えてみますのに、百年以前までは、「斬り捨て御免」がいわゆる「おきて」として通用していた時代でありました。このような非民主的な制度も、これによつて利益をうける人々がある以上、すてゝおいてもそのまま自然に改善されてゆくということは決してありません。私達の社会を幸福にするには、やはり正義と真実を求めてお互にたえず努力することが絶対必要だと考えるのであります。現在の社会は昔にくらべればおおくの人々の苦しい努力によつてたしかに改善されています。しかし、まだまだこのような恐ろしいことが起きる世の中であります。

私達の苦しい出費と青春をかけたエネルギーが、社会の向上に少しでも役立つものならば、それは

私達にとつてただただ無上の喜びとするところであります。

注1

(1) 中部日本新聞社ではこの公開実験を參觀するため笠井亘記者ほか二名が出席され、その実験の様子が三十年五月一日「強度は麻の数倍」という見出しで六段ぬきで報道されましたがその大要は「北アルプス前穂高岳でザイルが切れ、三重大学生が墜死したがこの事故に対処し、メーカーの東京工場では工費百万円を投じてザイルの衝撃落下試験装置をつくつたが、遺体捜索隊が高所に向つたという四月二十九日篠田教授により多数の登山家、新聞記者列席のもとに大膽な実験が公開された。その装置は、身体の重さの銼をウインチでまきあげ、四十五度、九十度の岩角の上の任意の位置から落すものである。この実験の結果前穂高岳で切断したザイルと同種のザイルを、四十五度の岩角にかけ、切断時と同一条件で落下させたが

ザイルは切れず、また落下距離を数倍高くしてみても切れず、ザイルを岩角で横にこすりつける実験でも切れなかつた。だから前穂高での事故がエツデ上の衝撃という想像は影がうすくなつた。またナイロンザイルは鋭い岩角にかかつたときには弱いのではないかといわれていたが、そういうときでも麻ザイルの数倍強いことが分つた」というものであります。しかしながらそれからほぼ三年経過した三十三年四月三日、同じ笠井亘氏の筆で「ナイロンザイルは岩角では二十分の一」という見出しでやはり六段ぬきで「篠田教授は三十年四月二十九日の公開実験以前にナイロンザイルの重大な欠点を示す実験を行つておられながら、今もつてその実験を公表されず、しかも公開実験では、前穂高岳の事故条件と同じという実験で切れない実験とか、四十五度の岩角を使つての実験で、ナイロンの八ミリは麻の十二ミリより強いという実験のみを行なわれた。もし篠田教授がナイロン

ザイルのおどろくべき欠点を示す実験結果を発表していられたならば、危険防止について妥当な方法が考えられ、今回ナイロンザイルが切断墜死した神戸大学の二名も助かつていたかも知れない」と報道されました。

なお、同記者からわれわれに対し「ナイロンザイルに関しては篠田教授は、強い面々のみ公開実験し、重大な欠点である（特に山に於ける）弱い面の公開実験を行わないのはおかしい事です。その意味におきましても大いに追求して頂く事が小生個人としても、また岳界のためにも必要と思ひます」というお手紙（原文のまま）をいただいております。

なお、公開実験で、四十五度の岩角にかけたナイロンザイル八ミリが麻ザイル十二ミリより強いという結果を示したのは、岩角が〇・五ミリないし二ミリという丸みがつけられてあつたためであります。（検査当局の調査）

い」と非常に驚いて語られていました。また森河氏からいただいたお手紙の中でも「篠田氏とは考え方の基準が全く異つていて話にならない」とかかれてありました。

注 3

昭和三十三年四月、関西の著名大学の教授U氏に、この件とは別の用件でお目にかゝりました。そのときまたまたこの事件のことが話題にあがりました。それについてU教授がいわれるには、「私は篠田教授のご行為をべつに悪いとは思わない。実は私にも四、五年前にそれによく似たことがありました。それは火災が起き、その原因について電気器具が不良であつたか、それとも家族が不注意であつた^かということの問題になり、私が電気専門ですから、当局から私にその鑑定を依頼されました。私は早速調べましたところ、火災の原因は、その電気器具が当然^かを使わなければいけないところを、鉄を使つてあつたため普通の取扱

かいをしてもその部分が過熱して火災が起きたことがわかりました。ところがそれをそのまま発表しますとメーカーの信用が落ち、メーカーは非常に大きな損害をこうむることになるわけですが、そのメーカーは大メーカーですから、これは社会にとつても大きな損害ということになります。ところが「別に電気器具は悪くなかつた」といえば、それは家人の失火となつてその人には気の毒ですがその人一人だけの被害ですみます。国家的にみてどちらをとるべきかといえどももちろんメーカーを助けるべきです。私はこのように社会全体から判断して電気器具に異状はなかつたと発表しました。私のとつた方法は現在でも正しいと思つています。篠田教授のご行為はこれとよく似たケースで篠田教授がそうなされたのは正しいことだと思います」と語られました。

U教授は本当にそう思つていられるようでありました。

注 4

この事件に關し多くの人々からお手紙をいただいておりますが次に二、三をあげます。

①某学者（原文のまま）

「わたくしは登山と無關係なのでお送りいただいた資料を見て見当ちがいのようにおもいました。読んでゆくうちに、だんだん重大な問題であることを感じました。井上靖の小説よりも事実そのものの方が力強く複雑で日本社会の内部を照らしだしています。日本の学者が社会に飼われているさまは如実に出ています。貴殿が屈せずがんばることを期待します。もし必要あれば微力ですが援助を惜しまないつもりです」

②某著名登山家（多数著書あり）

この問題は山岳界の腫物と相成り居りこれが明朗な解決は—にかかつて尊台にあるものとの感を深くしました。今後共、御努力下さいまして明朗な社会の建設を期されるよう、茲に貴会に対し満

の敬意を表わします。」

③同じく

「ナイロンザイル事件がいまだ未解決あるいは、当局の裁定が歪曲されたまま葬られるおそれのあることは、岳界のため黙過出来ないものがありますので釣くまで登山の正しい発展のため貴会を支援する立場をとります。」

④著名評論家

「御送付下さいました諸文書を読み心ひかれました。この問題について無知であつたことを自ら責めました。この問題は徹底的に究明されねばなりません。それは単にこの事件の關係者の黒白のためだけでなく、今後も起りうるさまざまの同種類の問題のために必要です。（中略）もしその上に今日の日本では、あらゆる場合に発生することが想像出来るようなスキャンダルが背景に存在したとすれば大変なことです。眞実はドルよりも弱いかのような今日の日本で、眞実をつらぬくことは

大変な努力と困難を伴いますがもし御主張のよう
な不明朗な形で事態がウヤムヤにされているのな
ら、あくまでもその究明のために奮闘して下さる
よう希望致します。それは単に関係者個人や貴
会の名誉のためだけでなく、現社会の病根の一つ
にメスを入れることですから。

⑤ 日本山岳会某理事

篠田教授のご行為はまづたく驚くほかありませ
ん、いやそれどころか現在ナイロンザイルのこの
明らかな欠点すら、ふたたびばかされてしまおう
としております。このためにも努力を続けられる
よう期待します。

注5

学者グループの要望書を記します。
拜啓 陽春の候貴職には益々御健勝にわたらせら
れ大賀至極と存じます。

さて私達は、昭和三十一年六月二十二日名古屋地
検に提出され、目下貴職の御審査になる告訴人石

原国利氏、被告訴人篠田軍治氏にかかる名誉毀損
罪の訴に大きな関心をもつものであります。

そもそも、事故が防止され大衆の生命が守られる
ためには、衆知の「生命に調する品物を取扱う人
々には、危険防止のための万善の注意義務が課せ
られている」という点がますます強調される以外
にはありませんが、他方、それを取扱う人々特に
業者にとつては、面倒な製品検査とか欠点がある
場合には、それを明らかにするなどの必要がおこ
り利潤に影響しますので、一部業者の中にはこの
義務の軽視という憂うべき傾向があることも否定
出来ません。

私達が関心をもつ上記の告訴には、「当然この義
務を強調且つ実践すべき国民の指導的立場にある
学者が、それを無視して社会に危険な状態をつく
つた」という点に対する追求が本質的に含まれる
ものと考えます。

本事件が社会的な問題として高まりつつあるとき、

もしもこの正しい解決が社会に明らかにされず、
ウヤムヤに葬られたならば、この義務軽視という
一部の傾向に足場を与え、この義務強調への努力
が響きやすいものとなり、ひいては、大衆の生
命が守られるべき根本の道徳がくずれていくこと
が予想され、寒心にたえないところと考えます。
貴職におかせられては、本件を充分に調査してい
ただき、妥当な結果に導かれることを衷心からお
願ひ申上げる次第であります。

敬具

昭和三十一年四月二十五日

- 名古屋大学法學部長 信夫 清三郎 (印)
- 名古屋大学教授 須賀 太郎 (印)
- 名古屋大学山岳会会長 小川 太郎 (印)
- 名古屋大学教授 藤村 次郎 (印)
- 三重大学教授 他 十七氏署名捺印

大阪地方検察庁
組 長 給 事 殿

なお、この告訴は^{三十二年七月}三十二年七月
日の朝日新聞には、検察当局の見解として「篠田
氏の真意は良心的」と報道されました。しかもそ
の理由はまづたくなつとくの出来ないものであり
ます。これは今後の社会の影響上まことに重大な
ことと思ひますが、これについての私達の見解に
つきましては、山と溪谷社、岩と雪(下)(上)の
「ナイロンザイル事件」をみていたいただきたいと思
ひます。

注6

昭和三十一年十一月十一日発表された三重県山
岳連盟の声明を記します。これはその一部が十一
月二十三日の朝日新聞に報道され、また奈良県吉
野市で行われた全岳連評議会に緊急勧告として提
出され、全岳連としてこの問題を取りあげること
を可決しました。

「昭和三十年一月二日前穂高岳登頂でおきたサイ
ンクル事件並びに昭和三十一年六月二十二日、当

時、日本山岳会関西支部長であられた徳田軍治氏
に対する岩後会石原園利氏の告訴事件は登山界に
とつても、社会にとつても誠に遺憾な事件であつ
た。今後再びこのようなことが起きないよう原因
が追求され、反省されるべきところには反省がなさ
れなくてはならない。我々はそういつた意味でこ
れらをつぶさに調査してきたのであるがここには
からずも後に示す九項目の疑問にぶつかつたので
ある。これらの疑問が關係者によつてどのよう
に解答されるかは知らないが、おそらく以下示す二
つの誠に重大な疑慮につながつてゆくものと確信
する。

①生命に関する品物に関し……(マイカーに向
けられたものであり、ここでは省略します)
②これらの疑点を示すものは誠に残念なこと
であるが、学者が学者としての立場を忘れ、真実を
おかし、人命尊重の精神を犠牲にしてまでも、メ
1カーを不当に有利にしようとしているという結

論に、みちびかれていかざるをえないところのも
のである。もとよりかかる行為は社会の最大の不
幸となるものである。何となれば社会における唯
一の絶対性、客観性をもつものとみなされている
学者が、もしも不正に利用されるときは、もはや
この不正を追求する方法はなく、不正は横行し、
社会は戦慄すべき状態となるにちがいないからで
ある。

要するに上記二つの疑慮は大衆を生命の不安にお
いおとし、社会の秩序を根柢からくつがえすもの
であつて絶対に黙通出来ないものである。しかし
てこのような恐るべき事態から社会が救われるた
めには、これらすべてが明らかにされることによ
つて厳に批判され、關係者において今後再びかか
ることがないよう充分な反省がなされる以外に道
はないと考える。我々は次にこの疑慮の根柢とな
つた九項目の疑問を提出する。

徳田軍治氏に対して六項目の疑問
東洋レィヨン株式会社に対して一項目の疑問

東京製綱株式会社に対して一項目の疑問
新保正樹氏に対して一項目の疑問
質問の内容については省略します。

なお、これについて東京製綱社長三木氏は全岳
連並びに三重県山岳連盟の代表に対して非を全面
的にみとも深甚なる陳謝の意を表せられました。
(全岳連報告第五号)

注7

学者であり教育者である徳田教授の不可解など
行為の結果として私達は不当にもたえられぬ日々
を送ることになつたのでありますが、当然その責
任は追求可能でなくてはなりません。それには名
誉毀損罪(刑法二百三十条)があり、それについ
ての判例は次のようなものがあります。(一般登
山者の生命を危険にさらすことになつた罪はもと
よりであります)がここでは省略します。

(1) 演説の全趣旨及び当時の風説その他の事情に
よつて一般聴衆をして何人がいかなる醜行をなし

たかを推知せしめるに足る演説をしたときは名誉
毀損罪が成立する(本件の場合演説を真説に、
聴衆を観衆におきかえればよい)
(2) 名誉毀損の訴訟において、もし合理的な人が
その発表を原告について名誉毀損的であると認め
るならば、被告が原告を名誉毀損する意志がな
つたことを示すことは抗弁にならない(本件の
場合は、新聞記者は徳田氏の行状を名誉毀損的で
あると認めている)。

(3) そのような事実摘示をすることがはたして公
益上必要であつたかどうかということが問題の核
心である(本件の場合、登山綱の実験であるとす
れば、岩場で普通にみられる岩角よりも丸い岩角
での実験というものは公益上何んの役にもたた
ない)。

(4) 通行人として当然払うべき注意を怠るならば
不法行為が成立する。
(5) 故意の責任は、……社会がその行為者に対し

その行為に出でざりしことを期待し得べき場合であつたに拘らずその行為を敢てしたことを責むるをもつてその精神となす。

注 8

篠田教授の公断実験後、私達は、周囲の白眼視の中に（私達の家族を含め）たえられぬ日々を送り、あまりにもひどいメーカーと篠田氏の仕打ちにただただ憤怒したのでありますが、その後多くの人々のご支援と私達の努力により現在では私達に向けられた不当な疑惑はまったく解消したと考えられるのであります。つまり、各新聞、週刊朝日、文芸春秋をはじめ、すべての山岳雑誌が報道してきますように、私達は遭難現場の岩角を確認し（奇蹟的な事実がありました、岩と雪（I））その岩角を石膏にとつて実験し、かつ遺体に結ばれていたザイルの切れ口の特殊の形状（階段状）は岩角による切断であることを理論的にも実験的にも証明しその結果、同行者の報告が正しかつたこ

とを立証したのであります（切れたザイル、石膏、実験の様様をはじめこの事件に関する資料は、昨年未以来、長野県大田市立山岳博物館に陳列されてあります）。

昭和三年の理時々々の感想、本文に記したようにその後
ナインザイルの安全神話により、私達はあなたを悪党の疑念
に苦しむことになつた。それは、五年の登山書によって解消し
た。今回の登山書の発表による三度、白死にもどつた